

低炭素建築物新築等計画認定申請 手数料算定表(令和7年4月1日～)

○基本額【表1】

区 分	対 象	床面積	評価建築物 (※1)	簡易評価法建 築物 (※2)	簡易、標準併 用建築物 (※3)	左記以外
1	戸建住宅等	0㎡超 ～ 200㎡以下	6,240円	20,800円	30,170円	40,570円
		200㎡超 ～	6,240円	21,840円	33,290円	44,730円
2	共同住宅等	0㎡超 ～ 300㎡以下	11,440円	38,490円	59,300円	80,110円
		300㎡超 ～ 2,000㎡以下	23,920円	66,580円	99,870円	134,210円
		2,000㎡超 ～ 5,000㎡以下	52,020円	119,640円	173,740円	227,840円
		5,000㎡超 ～ 10,000㎡以下	93,630円	181,020円	253,850円	326,680円
		10,000㎡超 ～ 25,000㎡以下	139,410円	321,480円	475,460円	631,520円
		25,000㎡超 ～ 50,000㎡以下	212,240円	547,250円	833,360円	1,120,510円
		50,000㎡超 ～	322,520円	963,410円	1,513,780円	2,064,150円
3	非住宅建築物	0㎡超 ～ 300㎡以下	11,440円	100,910円		264,260円
		300㎡超 1,000㎡以下	19,760円	129,000円		330,840円
		1,000㎡超 ～ 2,000㎡以下	31,210円	169,580円		427,600円
		2,000㎡超 ～ 5,000㎡以下	93,630円	274,660円		609,670円
		5,000㎡超 ～ 10,000㎡以下	147,730円	357,890円		750,120円
		10,000㎡超 ～ 25,000㎡以下	186,230円	430,720円		887,460円
		25,000㎡超 ～ 50,000㎡以下	233,040円	504,590円		1,012,300円
		50,000㎡超 ～	326,680円	653,370円		1,262,000円

- ※1 評価建築物とは、別に定める評価機関が法律第54条第1項第1号に掲げる技術基準に適合すると認めた計画に係る建築物をいいます。
※2 簡易評価建築物とは、住宅にあっては誘導仕様基準、非住宅にあってはモデル建物法により省エネルギー性能の評価を行った建築物をいいます。
※3 簡易、標準併用建築物とは、外皮又は一次エネルギーのいずれかを誘導仕様基準で行い、その他を標準計算により省エネルギー性能の評価を行った建築物をいいます。

○基本額算定表

申請対象		申請部分	評価建築物等の該当	【表1】適用額	備 考
一戸建ての住宅		200㎡未満	評価建築物・簡易評価法建築物 ・併用評価建築物・左記以外	円	区分1
		200㎡以上	評価建築物・簡易評価法建築物 ・併用評価建築物・左記以外	円	
		手数料額		円	
共同住宅等		㎡	評価建築物・簡易評価法建築物 ・併用評価建築物・左記以外	円	区分2
		手数料額		円	
非住宅建築物		㎡	評価建築物・簡易評価法建築物・左記以外	円	区分3
		手数料額		円	
複 合 建築物	住 宅 部 分	㎡	評価建築物・簡易評価法建築物 ・併用評価建築物・左記以外	円	区分2
	非住宅 部 分	㎡	評価建築物・簡易評価法建築物・左記以外	円	区分3
	全 体	手数料額		円	区分2+3

- 注1) 床面積は、原則として、建築基準法上の床面積を記入してください。
注2) 変更認定の場合は、表1の「床面積」を「変更に係る部分の床面積の1/2+増築部分の床面積」として適用します。
注3) 建築基準関係規定に係る審査を申し出る場合は、別途、それに係る手数料を加算してください。